

面会時の飲食物の差し入れ (持ち込み) についてのお願い

令和7年5月1日

差し入れ (持ち込み) できない食品・飲料

もち、大福、ういろう、あめ玉、ナッツなど



家庭で調理・加工したお総菜やフルーツ、



施設内で調理や加工
が必要な食材食品



アルコール飲料



刺身、寿司などの生もの

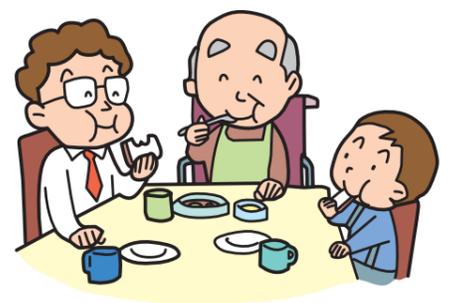


差し入れ (持ち込み) のルール

差し入れ (持ち込み) がある場合は、1階ロビー受付の「面会票」と各階の「面会者一覧表」の該当欄に必ずご記入ください。



持ち込まれた飲食物は、**面会時間中**にご家族と同席のもとでお召し上がりいただきます。



持ち込みの飲食物、食べ残しとゴミは、お持ち帰りください。

他の入所者には差しあげないでください。



誤嚥・誤飲・食中毒などの危険があります。持ち込み食品・飲料の管理と飲食は、**ご家族の責任**において、おこなってください。

